

平成28年9月28日
道 路 局

道路法等の一部改正の施行に伴う関係省令の公布について

第190回国会で成立した踏切道改良促進法等の一部を改正する法律による道路法等の改正事項のうち、本年9月30日から施行するものにおける省令への委任事項に関する規定の整備やその他の所要の改正を行うため、「道路法施行規則及び高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令」を本日公布いたしました。

1. 概要

＜道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）の一部改正関係＞

- ① 立体道路制度に係る国有財産法等の特例の対象となる交通確保施設について、以下に該当するものと規定します。
 - 一般交通の用に供する通路及びこれと同等の機能を有する建築物その他の施設
 - 自動車駐車場及び自転車駐車場
- ② 立体道路制度に係る国有財産法等の特例を受けようとする者が適合すべき要件について、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することとします。

※その他所要の改正を行います。

2. スケジュール

公布日：平成28年9月28日（水）

施行日：平成28年9月30日（金）

※「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（9月23日発表済）の公布・施行と同様。

3. パブリックコメントの結果

本省令及び上記政令に係るパブリックコメントの結果、合計4件のご意見が寄せられました。皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省道路局路政課 企画専門官 濱崎 真也 (内線37-332)
路政課道路利用調整室 課長補佐 井上 慧介 (内線37-362)
代表：03-5253-8111 FAX：03-5253-1616
直通：03-5253-8480（路政課本課） 03-5253-8481（道路利用調整室）